

社会福祉法人東京都社会福祉協議会保育士修学資金貸付等事業規則

(目的)

第1条 この規則は、保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止及び保育士資格を有する者であつて、保育士として勤務していないもの（以下「潜在保育士」という。）の再就職支援を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）の雇上げに必要な費用、未就学児を持つ保育士の子供の保育料や潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用、未就学児を持つ保育士の子供の預かり支援に必要な費用を貸し付けることにより、保育人材の確保を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、「保育士」及び「保育士業務」とは、児童福祉法（昭和22年法律164号。以下「法」という。）第18条の4に規定するものをいう。

2 この規則において、「養成施設」とは、法第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設をいう。

3 この規則において、「保育士修学資金」とは、第3条(1)に規定する保育士修学資金貸付事業による貸付金をいい、「雇上支援資金」とは、第3条(2)に規定する保育補助者雇上支援事業による貸付金をいい、「復帰支援資金」とは、第3条(3)に規定する未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業による貸付金をいい、「再就職支援資金」とは、第3条(4)に規定する潜在保育士の再就職支援事業による貸付金をいい、「預かり支援資金」とは、第3条(5)に規定する未就学児をもつ保育士の子供の預かり支援事業利用料金の一部貸付けによる貸付金をいう。

4 この規則において、「修学資金等」とは、修学資金、雇上支援資金、復帰支援資金及び再就職支援資金及び預かり支援資金をいう。

(貸付対象)

第3条 修学資金等の貸付けの対象は、以下に掲げる者とする。

(1) 保育士修学資金貸付事業

保育士修学資金の貸付けを受けようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- ① 養成施設に在学する者にあつては、東京都の区域内に住所を有していること又は東京都の区域内に所在する養成施設に在学していること。
- ② ①の養成施設を卒業後、保育士として、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める年数以上引き続き保育士業務に従事しようとする意思を有すること。

ア 過疎地域、離島若しくは中山間地域等において保育士業務に従事しようとする者又は中高年離職者（養成施設の入学時において45歳以上の者であって、離職して2年以内のものをいう。以下同じ。）にあつては、3年

イ アに掲げる者以外の者は、5年

③ 学業優秀であること。

④ 家庭の経済状況等から、真に本修学資金の貸付けが必要と認められる者。ただし、第5条第1項(1)②に規定する生活費の加算については、次のいずれかに該当する者に限る。

ア 貸付申請時に生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者の存する世帯（以下「生活保護受給世帯」という。）の者

イ アに準ずる経済状況にある者として、東京都知事が必要と認めるもの

⑤ 他の道府県又は道府県が適当と認める団体から同種の修学資金を借り受けていないこと。

(2) 保育補助者雇上支援事業

以下のいずれかの要件を満たす施設又は事業の事業者

① 新たに保育補助者の雇上げを行う以下の施設又は事業の事業者（以下「雇上対象施設等」という。）

ア 法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）

イ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

ウ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

エ 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する認証保育所

オ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（令和5年6月27日こ成保第70号こども家庭庁成育局長通知）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業（以下「企業主導型保育事業」という。）

② 特に保育士の業務負担軽減に資する取組を行っている雇上対象施設等であつて、東京都が適当と認めるもの

③ 既に保育補助者の雇上げを行っている雇上対象施設等であつて、以下のいずれかの条件を満たすもの

ア 既に雇用している保育補助者について、保育士資格の取得に施設として取り組んでいる場合で、その者の資格取得後に別の補助者を雇用する計画を提出していること。

イ 貸付けを受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士の処遇改善

に取り組んでおり、前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者がそれぞれ同数以上であること。

ウ 貸付けを受けようとする施設の保育士の平均勤続年数が11年以上であること。

(3) 未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業

以下のいずれかの要件を満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。

① 未就学児をもつ保育士であって、以下に掲げる施設又は事業（以下「復帰対象施設等」という。）に新たに勤務するもの

ア 法第7条に規定する保育所

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園のうち次に掲げるもの

（ア）教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設

（イ）ウに定める認定こども園への移行を予定している施設

ウ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園

エ 法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの

オ 法第6条の3第13項に規定する病児保育事業であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの

カ 法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの

キ 児童福祉法第6条の3第23項に規定する「乳児等通園支援事業」であって、同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けたもの

ク 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設

ケ 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施策（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設

コ 企業主導型保育事業

② 復帰対象施設等に雇用されている未就学児をもつ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰するもの

(4) 潜在保育士の再就職支援事業

保育士として週20時間以上勤務する者であつて、以下の要件を全て満たす者。
ただし、第5条の(1)の①ウ保育士修学資金貸付事業における就職準備金の加算を受けた者及び養成施設を卒業した月の末日から1日以上間を置かずに保育所等に就職した者を除く。

① 以下に掲げる施設若しくは事業を離職した者、又は当該施設若しくは事業に勤務経験のない者

ア 法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園

イ 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業

ウ 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業

エ 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

オ 学校教育法第1条に規定する幼稚園

カ 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する認証保育所

② 復帰対象施設等に新たに勤務する者

(5) 未就学児をもつ保育士の子供の預かり支援事業利用料金の一部貸付け

以下の要件を満たす復帰対象施設等に雇用されている保育士

① 未就学児を持ち、復帰対象施設等を利用している者

② 復帰対象施設等における勤務の時間帯により、子供の前預かり支援に関する事業を利用する者

(貸付期間)

第4条 貸付期間は、以下に掲げる期間とする。

(1) 保育士修学資金貸付事業

養成施設に在学する期間とし、貸付期間は2年間を限度とする。ただし、修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合は、第5条第1項(1)①について、2年間に相当する金額の範囲内であれば、正規の修学期間を貸付期間とすることができる。

(2) 保育補助者雇上支援事業

保育補助者が雇上対象施設等に勤務する期間。ただし、以下に掲げる日から起算して3年間を限度とする。

① 第3条(2)①又は②により貸付けを受ける場合

当該雇上対象施設等に勤務等を開始した日。ただし、勤務等開始後に保育に関する40時間以上の実習を受ける場合は、実習開始日とする。

② 第3条(2)③により貸付けを受ける場合

第3条(2)③の条件（以下②において「条件」という。）を満たした日。ただし、第6条の規定により貸付けの申込みをした日（以下「申込日」という。）の属する年度の前年度以前に条件を満たした場合は、申込日の属する年度の初日に条件を満たし

たものとみなす。

なお、条件を満たした日以降、条件を満たした日が属する年度の末日までにおいて、新たな貸付けの募集がされず、翌年度に募集が開始された場合に限り、条件を満たした日とする。

(3) 未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業

未就学児をもつ保育士が復帰対象施設等に勤務する期間。ただし、貸付期間は復帰対象施設等に勤務を開始した日又は産後休暇若しくは育児休業から復帰した日から起算して1年間を限度とする。

(4) 未就学児をもつ保育士の子供の預かり支援事業利用料金の一部貸付け

未就学児をもつ保育士が復帰対象施設等に勤務する期間。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

(貸付金額等)

第5条 貸付額は、以下のとおりとする。

なお、貸付金は無利子とする。

(1) 保育士修学資金貸付事業

① 貸付金額は、次の各号に定める額とする。

- | | |
|-----------------|-------------|
| ア 修学資金（学費相当） | 月額50,000円以内 |
| イ 入学準備金（貸付けの初回） | 200,000円以内 |
| ウ 就職準備金（卒業時） | 200,000円以内 |

② 貸付申請時に生活保護受給世帯及びこれに準ずる経済状況にある世帯の者であつて、養成施設に入学し、在学するものについては、養成施設等に在学する期間の生活費の一部として、一月当たり貸付契約の相手方（以下「貸付対象者」という。）の貸付申請時の居住地の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第1の第1章の居宅（第1類）に掲げる額（平成27年度）のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額（1,000円未満は切り捨てとする。以下「生活費」という。）以内を加算することができるものとする。ただし、生活費加算分のみを貸し付けることはできない。

③ 第3条(1)の対象者であつて月額の貸付を受けていない者に対しては、最終学年の開始時（4年制の場合は4年開始時、2年制の場合は2年開始時）に、就職準備金のみ貸付けを行うことができるものとし、その場合の貸付額は、200,000円以内とする。

この場合において就職準備金のみを貸付対象者については、この規則上、保育士修学資金貸付の貸付対象者と同様に取り扱うものとする。

(2) 保育補助者雇上支援事業

年額2,953,000円以内とする。ただし、申込日の属する年度の4月1日にお

ける常勤の保育士に占める未就学児をもつ保育士の割合が2割以上の施設又は事業所において、貸付けにより2人以上の保育補助者を雇い上げる場合、年額2,215,000円以内を加算し、貸付額を年額5,168,000円以内とすることができる。

なお、貸付けに当たっては、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その雇上に係る経費が交付される者の雇上げに係る費用を除くこととする。

(3) 未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業

未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限とする。

(4) 潜在保育士の再就職支援事業

200,000円以内とする。

ただし、申込日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計(厚生労働省)による保育士の有効求人倍率が全国平均を超える場合は、200,000円を加算し、400,000円以内とすることができる。

なお、貸付けに当たっては同一の貸付対象者に対し、1回限りとする。

(5) 未就学児をもつ保育士の子供の預かり支援事業利用料金の一部貸付け

貸付対象者がファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業その他の子供の預かり支援に関する事業を利用した料金の半額とし、年額123,000円以内とする。

(貸付けの申込み)

第6条 修学資金等の貸付けを受けようとするもの(以下「申込人」という。)は、養成施設の長又は区市町村長の推薦を受けて、東京都社会福祉協議会会長(以下「会長」という。)に申し込まなければならない。ただし、生活保護受給世帯の者が養成施設等への入学前に保育士修学資金の貸付けの申込みをしようとする場合、第3条(2)①のオに該当する者が雇上支援資金の貸付けの申込みをしようとする場合又は復帰対象施設等のうち企業主導型保育事業で勤務し、修学資金等(雇上支援資金を除く。)の貸付けの申込みをしようとする場合は、この限りでない。

(貸付けの決定)

第7条 会長は、第3条に定める要件を備えたものから貸付けの申込みがあったときは、申込みの内容を審査し、貸付けの可否を決定するものとする。

2 会長は、貸付けの可否を決定したときは、その旨申込人に通知し、申込人と貸付契約を締結するものとする。

(貸付方法等)

第8条 修学資金等の交付(再就職支援資金を除く。)は、原則として口座振替により毎月

行うものとする。ただし、特別の事情があるときは、他の方法又は毎月分を合わせて交付することができる。

(連帯保証人)

第9条 申込人は、保証人を立てなければならない。ただし、申込人が未成年者である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。

2 保証人は、修学資金等の貸付対象者と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付けの休止)

第10条 会長は、貸付対象者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、その契約を解除するものとする。

(1) 保育士修学資金貸付事業

- ア 養成施設を退学したとき。
- イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認めるとき。
- ウ 死亡したとき。
- エ 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
- オ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき。
- カ 貸付けを受けることを辞退したとき。
- キ その他保育士修学資金貸付事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(2) 保育補助者雇上支援事業

- ア 保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上げを行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する、若しくはそれに準ずる者として東京都が認めることが著しく困難であるとき。
- イ 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認められるときであつて、直ちに新たな保育補助者の雇上げを行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する、若しくはそれに準ずる者として東京都が認めることが著しく困難であるとき。
- ウ 保育補助者が死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上げを行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する、若しくはそれに準ずる者として東京都が認めることが著しく困難であるとき。
- エ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき。
- オ 貸付けを受けることを辞退したとき。
- カ その他保育補助者雇上支援事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(3) 未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業

- ア 保育施設又は事業を退職したとき。
- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認めるとき。
- ウ 死亡したとき。
- エ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき。
- オ 貸付けを受けることを辞退したとき。
- カ その他未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(4) 潜在保育士の再就職支援事業

- ア 保育施設又は事業を退職したとき。
- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認めるとき。
- ウ 死亡したとき。
- エ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき。
- オ 貸付けを受けることを辞退したとき。
- カ その他潜在保育士の再就職支援事業の目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

(5) 未就学児をもつ保育士の子供の預かり支援事業利用料金の一部貸付け

- ア 保育施設又は事業を退職したとき。
- イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなつたと認めるとき。
- ウ 死亡したとき。
- エ 偽りの申込みその他不正な手段によって貸付けを受けたとき。
- オ 貸付けを受けることを辞退したとき。
- カ その他未就学児をもつ保育士の子供の預かり支援事業利用料金の一部貸付けの目的を達成する見込みがなくなつたと認められるとき。

2 会長は、以下に掲げる事由に至った場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで修学資金等の貸付けを行わないものとする。

(1) 保育士修学資金貸付事業

貸付対象者が休学し、又は停学の処分を受けたとき。

(2) 保育補助者雇上支援事業

保育補助者が疾病その他の理由により休職したとき。

(3) 未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業

貸付対象者が疾病その他の理由により休職したとき。

(4) 未就学児をもつ保育士の子供の預かり支援事業利用料金の一部貸付け

貸付対象者が疾病その他の理由により休職したとき。

3 会長は、貸付対象者が修学資金等の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還の債務の当然免除)

第11条 会長は、貸付対象者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金等の返還の債務を免除するものとする。

(1) 保育士修学資金貸付事業

① 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、東京都の区域（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国の区域とする。以下同じ。）内の従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間（過疎地域、離島若しくは中山間地域等において当該業務に従事した場合又は第3条第1項(1)②のアに規定する中高年離職者が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。以下第11条において同じ。）当該業務に従事したとき。ただし、従事先施設等の法人における人事異動等により、貸付対象者の意思によらず、東京都外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入することができる。

② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(2) 保育補助者雇上支援事業

① 雇上支援資金の貸付けを受けた東京都の区域内の雇上対象施設等において、保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後1年の間に保育士資格を取得することが見込まれるときその他これに準ずるものとして東京都が認めるとき。

② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(3) 未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業

① 復帰支援資金の貸付対象者が東京都の区域内の復帰対象施設等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き当該業務に従事したとき。ただし、従事する保育所等の法人における人事異動等により、貸付対象者の意思によらず、東京都外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(4) 潜在保育士の再就職支援事業

① 再就職支援資金の貸付対象者が東京都の区域内の復帰対象施設等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き当該業務に従事したとき。ただし、従事する保育所等の法人における人事異動等により、貸付対象者の意思によらず、東京都

外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(5) 未就学児をもつ保育士の子供の預かり支援事業利用料金の一部貸付け

① 預かり支援資金の貸付対象者が東京都の区域内の復帰対象施設等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き当該業務に従事したとき。ただし、従事する保育所等の法人における人事異動等により、貸付対象者の意思によらず、東京都外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

② ①に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還)

第12条 修学資金等の貸付対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から修学資金等の貸付けを受けた月数の2倍に相当する期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。再就職支援資金については、8月の期間とする。）内に、貸付けを受けた修学資金等を返還しなければならない。ただし、保育士修学資金の入学準備金及び就職準備金の貸付対象者は16月、入学準備金又は就職準備金のいずれかの貸付対象者は8月、養成施設在学中に生活費加算を受けた者は貸付けを受けた月数の2倍に相当する期間まで、返還期間を延長することができるものとする。

(1) 修学資金等の貸付契約が解除されたとき。

(2) 保育士修学資金の貸付対象者においては、養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。

(3) 修学資金等の貸付対象者（雇上支援資金の貸付対象者を除く。以下(4)において同じ。）又は保育補助者が東京都の区域内において第11条第1項の(1)から(5)までに規定する業務に従事しなかったとき。

(4) 貸付対象者が東京都の区域内において第11条第1項の(1)から(5)に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。

(5) 雇上支援資金の貸付対象者が東京都の区域内において第11条第1項の(2)に規定する業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。

(6) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 返還は、月賦、半年賦又は年賦の均等払いの方法によるものとする。ただし、修学資金等の貸付対象者がその全額の返還を希望するときは、直ちに返還することができる。

(返還の債務の履行猶予)

第13条 次の各号に該当する場合は返還債務の履行を猶予する。

(1) 当然猶予

会長は、保育士修学資金の貸付対象者が、修学資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、保育士修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

(2) 裁量猶予

会長は、修学資金等の貸付対象者又は保育補助者（以下「貸付対象者等」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金等の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

- ① 東京都の区域内において第11条第1項の(1)から(5)までに規定する業務に従事しているとき。
- ② 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(返還の債務の裁量免除)

第14条 会長は、貸付対象者等が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸し付けた修学資金等（既に返還を受けた金額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡、障害その他やむを得ない事由により貸付けを受けた修学資金等を返還することができなくなったとき。

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等、修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき。

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 東京都の区域内において2年以上第11条第1項(1)に規定する業務に従事したとき。

返還の債務の額の一部

(4) 東京都の区域内において1年以上第11条第1項(2)から(5)までに規定する業務に従事したとき。

返還の債務の額の一部

(貸付対象者の届出義務)

第15条 修学資金等の貸付対象者（ただし、保育士修学資金貸付事業、未就学児をもつ潜

在保育士に対する保育所復帰支援事業及び潜在保育士の再就職支援事業及び未就学児をもつ保育士の子供の預かり支援事業利用料金の一部貸付けにおいて、(4)に該当する場合は連帯保証人とする。)は、次の各号のいずれかに該当する場合は、別に定めるところにより速やかに会長に届け出なければならない。

- (1) 修学資金等の貸付対象者及び連帯保証人の住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき。
- (2) 連帯保証人の変更を行う必要があるとき。
- (3) 第13条第1項(2)①の規定により返還債務の履行の猶予を受けている者が、当該猶予期間中に保育士業務の従事先を変更した、又は従事を辞めたとき。
- (4) 修学資金等の貸付対象者（雇上支援資金の貸付対象者を除く）又は保育補助者が死亡したとき。
- (5) 保育補助者雇上支援事業において、保育補助者雇用計画書上の保育士資格取得見込時期よりも前に保育補助者が保育士資格を取得したとき。
- (6) 未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援事業において、保育料が変更になったとき。
- (7) その他会長が必要と認めるとき。

(延滞利子)

第16条 会長は、修学資金等の貸付対象者が正当な理由なく修学資金等を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費として、これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(財政措置等)

第17条 財政措置等は、次のとおりとする。

- (1) 本規則に基づく事業の実施に必要な費用は、東京都の補助をもって充てる。
- (2) 事業の実施に必要な貸付事務費は、別途東京都が定める金額の範囲で使用する。

(会計経理)

第18条 この事業に関する会計処理にあたっては、「社会福祉法人会計基準」(平成28年厚生労働省令第79号)に基づき、拠点区分において明確に区分する。

- 2 この事業を実施している間において、貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度に発生した返還金は、前項に規定する拠点区分に繰り入れるものとする。
- 3 この事業を廃止した場合、その時点において保有する補助金の残額及びその年度以降

毎年度その年度において返還された修学資金等に相当する金額を東京都に返還するものとする。

(東京都への報告等)

第19条 この事業の実施に当たり、東京都保育士修学資金貸付等事業実施要綱に基づき毎年度、貸付見込件数、貸付見込額、返還見込額等を記載した貸付事業計画書を作成し、当該計画書（当該計画書の内容を変更する場合を含む。）の内容について、東京都の承認を得る。

2 毎年度終了後、東京都保育士修学資金貸付等事業実施要綱に基づき当該年度における貸付件数、貸付額、返還額等の実績を記載した貸付事業決算書を作成し、東京都に報告する。

(迅速対応)

第20条 当事業について迅速な対応が求められる場合には、前各条の定めにかかわらず、東京都の通知の範囲において会長が執行することができる。

2 前項により執行した場合は、おって開催する理事会において、必要な規則の改正を行う。

(その他)

第21条 この規則に定める外、事業の実施に必要な事項については会長が別に定める。

付則

(施行日)

1 この規則は、平成28年10月28日に施行し、同年4月1日から適用する。

(廃止)

2 保育士修学資金貸付事業規則（平成25年10月28日制定）は廃止する。

(経過措置)

3 前項により廃止される前の保育士修学資金貸付事業規則に基づき修学資金の貸付けを受けた者の取り扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(一部改正)

4 この規則の改正は、平成29年5月29日から施行し、平成28年10月11日以後に貸付けに係る要件を満たしたものに対する貸付けから適用する。

付則 この規則の改正は、令和元年11月12日から施行し、平成31年4月1日以後に貸付けに係る要件を満たしたものに対する貸付けから適用する。

付則 この規則の改正は、令和3年10月26日から施行し、令和3年4月1日から適用す

る。

付則 この規則の改正は、令和５年１０月１８日から施行し、令和５年４月１日から適用する。なお、令和５年３月３１日以前に保育士修学資金の貸付けを行った者の取扱いは従前の例による。

付則 この規則の改正は、令和７年６月１０日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

平成２８年１０月２８日	制 定
平成２９年 ５月２９日	一部改正
令和 元年１１月１２日	一部改正
令和 ２年 ６月１９日	一部改正
令和 ３年１０月２６日	一部改正
令和 ５年１０月１８日	一部改正
令和 ７年 ６月１０日	一部改正